

第53期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年9月28日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード
(末尾の会場ご案内をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

証券コード 7826

2021年9月10日

株 主 各 位

東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株式会社フルヤ金属
代表取締役社長 古屋 堯 民

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード
(末尾の会場ご案内をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項**第1号議案**

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・新株予約権に関する事項
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.furuyametals.co.jp>

(提供書面)

第53期事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を強く受けることとなりました。ワクチン接種の普及もあり、徐々に地域による景況感の違いが見られるようになり、中国や米国では経済活動回復の動きが見られました。一方で日本を始めアジア各国では、変異株による感染が再拡大する傾向にあり、予断を許さない状況が続いております。

当社連結業績に影響を及ぼす情報通信市場、半導体市場、エレクトロニクス市場は、感染症拡大に伴う外出規制で普及したテレワークやWEB会議システムの増加を背景に、需要は堅調に推移しております。

このような経済環境の中、昨年設備投資を実施し生産能力引上げを行った精製・回収（リサイクル）や化学プラント向け触媒、HD向けルテニウムターゲットの増産効果の寄与に加え、有機EL向け化合物及び電極向け貴金属化合物の受注も引続き好調であり、需要旺盛な市況を背景として各セグメントが夫々堅調に推移致しました。また、第3四半期に引続き、第4四半期においても一部貴金属価格が想定を上回り推移し、それに伴う前倒し需要が見られ、売上高、利益に影響しました。その結果、当連結会計年度において、売上高33,840百万円、売上総利益13,688百万円、営業利益10,452百万円、経常利益10,557百万円、親会社株主に帰属する当期純利益6,889百万円となりました。

セグメント別の連結売上高は次のとおりであります。

	第52期 (2020年6月期)		第53期 (当連結会計年度) (2021年6月期)		増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
電 子	百万円 4,074	% 17.9	百万円 6,001	% 17.7	% 47.3
薄 膜	9,286	40.7	9,421	27.8	1.5
セ ン サ ー	2,473	10.8	3,641	10.8	47.3
ケ ミ カ ル	6,879	30.1	11,942	35.3	73.6
計	22,713	99.5	31,006	91.6	36.5
そ の 他 (注)	112	0.5	2,834	8.4	2,408.9
合 計	22,826	100.0	33,840	100.0	48.3

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仕入製品や当社製品に紐付かない貴金属原材料の販売等であります。「その他」セグメントにおける売上高増加は、当社製品の受注に紐付かない貴金属原材料の大口受注があったことによるものです。

2. 対処すべき課題

当社の継続的な課題といたしましては、高付加価値製品の開発並びに原価低減の推進、貴金属原材料の安定確保、環境・安全対策ガバナンス体制の構築等がございます。

まず高付加価値製品の開発並びに原価低減については、需要を的確に捉え、営業・開発・製造の各部門が一体となり他社製品との差別化・高付加価値化を図るとともに、製造工程を標準化し自動化並びに作業の効率化を進め、品質の安定と原価低減を目指してまいります。

次に貴金属原材料の安定確保については、貴金属回収技術の向上・新たな技術確立を図り貴金属回収能力増強のための積極的な設備投資を継続します。加えて、南アフリカ共和国の鉱山会社をはじめとする仕入先との緊密な取引関係の維持・強化を基本方針として、調達から回収・リサイクルまでシームレスに行う目的で組織を改編し相場環境に左右されない強固な体質へ転換を進めてまいります。

また、当社は継続的成長・発展と企業価値の増大を図るため、環境・安全対策に真摯に取り組むとともに、ガバナンス体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実により改訂されたコーポレート・ガバナンスコードへの対応及び内部統制システムの円滑な運用を重要な経営課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,922百万円であります。

その主なものは、当社のつくば工場（茨城県筑西市）のターゲット量産設備及び構内整備（1,240百万円）等であります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの長期借入金残高は、6,580百万円借り入れをしましてが同返済額が9,059百万円ありましたので、2,480百万円減少し7,702百万円となりました。

短期借入金残高は、3,100百万円増加し5,700百万円となりました。

また、主に設備投資資金、貴金属原材料調達資金として自己株式の処分により7,413百万円を調達しております。

5. 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第 50 期 2018年 6 月期	第 51 期 2019年 6 月期	第 52 期 2020年 6 月期	第 53 期 2021年 6 月期
売 上 高(百万円)		21,201	21,451	22,826	33,840
経 常 利 益(百万円)		3,450	4,484	3,756	10,557
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		2,375	2,709	2,534	6,889
1 株当たり当期純利益 (円)		330.81	402.61	435.27	1,026.73
総 資 産(百万円)		22,382	29,793	31,833	55,690
純 資 産(百万円)		17,334	14,037	14,429	28,497

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

②当社の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第 50 期 2018年 6 月期	第 51 期 2019年 6 月期	第 52 期 2020年 6 月期	第 53 期 2021年 6 月期
売 上 高(百万円)		21,046	21,163	22,343	33,648
経 常 利 益(百万円)		3,319	4,312	3,676	10,670
当 期 純 利 益(百万円)		2,274	2,573	2,498	6,995
1 株当たり当期純利益(円)		316.80	382.46	429.22	1,042.55
総 資 産(百万円)		22,264	29,510	31,461	55,262
純 資 産(百万円)		17,206	13,780	14,139	28,132

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社韓国フルヤメタル	29百万円	100.0%	販売会社
株式会社米国フルヤメタル	59百万円	100.0%	販売会社
株式会社Furuya Eco-Front Technology (注)	250百万円	60.0%	製造・販売会社

(注) 当社は、2020年5月27日に低温活性触媒を活かした環境事業を行う「株式会社Furuya Eco-Front Technology」を当社の出資比率100%で設立し、Anglo Platinum Marketing Limited (英国ロンドン、以下「APML社」といいます) との間で2020年7月1日に合弁契約を締結しました。その結果、当社出資額は300百万円、APML社は200百万円となり、当社の出資比率は60%、APML社の出資比率は40%、資本金は250百万円となりました。

7. 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社は、工業用貴金属製品の製造及び販売を主たる業務としております。

当社製品のコアとなるプラチナグループメタル (略称=PGM: プラチナ・イリジウム・パラジウム・ロジウム・ルテニウム) を中心とする貴金属は、耐熱性・化学的安定性・良導電性・触媒活性等の優れた特性から、エレクトロニクス・光学ガラス・クリーンエネルギー・環境・医療等の各分野の発展を支える重要な使命を受けた素材といえます。当社は貴金属の中でも特に優れた性質を有するプラチナグループメタルに特化し、ルツボ (耐熱性容器) ・薄膜素材・熱電対 (測温計) ・貴金属化合物・化学触媒等の工業用貴金属製品や触媒原料並びに触媒を製造販売しております。また、工業用貴金属のリサイクル・精製受託を行っております。当社の製品はその用途ごとに、「電子」「薄膜」「センサー」「ケミカル」に大別されます。

(1) 電子

携帯電話のSAWフィルター (必要な周波数信号を取り出すデバイス) 、光ファイバ増幅器内で使用される光アイソレーター (通信機器内の異常な反射電波を阻止する電子部品) 、癌診断に用いられるPET装置のシンチレーター等の製造用に使用される酸化物単結晶 (一定の光や電波を通し易い等の機能を持った人口宝石) の育成に用いられるルツボ、ディスプレイ・各種レンズ等の光学用のガラス溶解・成形に用いられる工業用貴金属製品等を製造販売しております。

(2) 薄膜

HD等磁気記録媒体の薄膜形成や次世代半導体に使用される貴金属スパッタリングターゲット（高純度ないし合金の貴金属板材）、スマートフォンのタッチパネル配線に使用する銀合金（A P C）スパッタリングターゲット等の製造販売を行っております。また、つくば研究開発センターの最新鋭スパッタリング装置を使用し、薄膜製造プロセスの受託を行っております。

(3) センサー

シリコン半導体製造、化合物半導体製造、ファインセラミックス製造等、高温工程における継続的な温度の測定・制御に使用される熱電対を製造販売しております。

(4) ケミカル

各種触媒や有機E L・電極向けの貴金属化合物や触媒の製造販売、工業用貴金属のリサイクル精製受託を行っております。

8. 主要な営業所及び工場（2021年6月30日現在）

①当社の主要な営業所

本 社	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
九州ビジネスユニット	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目7番35号
つくば工場	茨城県筑西市森添島1915番地
つくば研究開発センター	茨城県筑西市森添島1915番地
土浦工場	茨城県土浦市沢辺57番4
千歳工場	北海道千歳市泉沢1007番175

②子会社

株式会社韓国フルヤメタル	大韓民国ソウル特別市
株式会社米国フルヤメタル	アメリカ合衆国ニューハンプシャー州マンチェスター
株式会社Furuya Eco-Front Technology	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号

9. 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減(名)
361	22増

(注) 上記従業員数には、嘱託・派遣・パートタイマー (135名) は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比増減(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)
男子	290	17増	35.2	8.1
女子	64	6増	33.0	8.7
合計	354	23増	34.8	8.2

(注) 上記従業員数には、嘱託・派遣・パートタイマー (135名) は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株) 三菱UFJ銀行	5,061
(株) みずほ銀行	3,223
(株) 三井住友銀行	2,165
(株) 常陽銀行	972
(株) りそな銀行	725
(株) 日本政策投資銀行	622
日本生命保険(相)	465
明治安田生命保険(相)	167

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

株式の状況（2021年6月30日現在）

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,671,520株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式297,726株を除く） | 6,967,486株 |
| (3) 株主数 | 2,853名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
田 中 貴 金 属 工 業 (株)	1,416,000	20.32
古 屋 堯 民	798,532	11.46
(株)日本カストディ銀行(信託口)	517,500	7.43
S i b a n y e U K L i m i t e d	400,000	5.74
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES L U X E M B O U R G / J A S D E C / F I M L U X E M B O U R G F U N D S / U C I T S A S S E T S	308,000	4.42
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	259,400	3.72
S M B C 日 興 証 券 (株)	192,900	2.77
(株)日本カストディ銀行(証券投資信託口)	164,600	2.36
(株)三 菱 U F J 銀 行	140,000	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	124,600	1.79

(注) 持株比率は自己株式(297,726株)を控除して計算しております。

(5)当事業年度中に交付した株式報酬の状況

	株式数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	6,900株	6名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2021年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 屋 堯 民	
取 締 役	丸 子 智 弘	つくば工場長兼つくば管理部長兼つくば製造部長兼素材・薄膜研究開発部長
取 締 役	大 石 一 夫	総務部長
取 締 役	榊 田 裕 之	経理部長兼システム管理室長
取 締 役	桑 原 秀 樹	営業部長兼化成品・回収本部ケミカル事業推進部長 株式会社Furuya Eco-Front Technology 代表取締役
取 締 役	田 中 扶	製品戦略室長
取 締 役	中 野 千 広	TANAKAホールディングス株式会社取締役専務執行役員経営管理システム本部本部長 Metalor Technologies International SA取締役 LT Metal Co.,Ltd.理事
取 締 役	リチャード・スチュワート	Chief Operating Officer, Sibanye-Stillwater
常 勤 監 査 役	島 崎 一 夫	
監 査 役	福 嶋 弘 榮	弁護士 学校法人聖マリアンナ医科大学監事
監 査 役	山 中 康 雄	

- (注) 1. 取締役中野千広氏及びリチャード・スチュワート氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役福嶋弘榮氏及び山中康雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は福嶋弘榮氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次の3名であります。

役 職	氏 名	氏 名
執 行 役 員	営業部長	齋 藤 将 之
執 行 役 員	APC・成膜製造室長	石 黒 好 裕
執 行 役 員	欧米・東南アジアビジネスユニット部長 株式会社米国フルヤメタルPresident and CEO	中 村 拓 哉

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しその内容に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により支払うこととする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、定量評価の基準として期初予算として定めた営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成状況により評価する。定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を様々な観点から総合的に判断し、毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を、当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合

的に勘案の上、毎年、一定の時期に割当てる。対象取締役に対して各事業年度において割当てる譲渡制限付株式は30,000株を上限とするともに株主総会で承認された取締役報酬年額の範囲内において、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役には当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受ける。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定する。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する基本方針は、取締役会にて、株主総会決議の範囲内の報酬額において決定する。個人別の報酬等の額に対する割合は、役位、職責、当社の業績、外部環境等を総合的に勘案し決定するものとする。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬の額とする。なお、株式報酬の額については取締役会にて決定する。

- (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	254	102	114	38	8
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)
監 査 役	20	20	-	-	3
(うち社外監査役)	(10)	(10)	(-)	(-)	(2)
合 計	275	123	114	38	11
(うち社外役員)	(10)	(10)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の算定方法等については、「2. (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであり、期初予算として定めた営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成状況により算定することとしています。なお、当事業年度の業績は連結計算書類をご参照ください。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「2. (1) ③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりです。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年9月26日開催の第51期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこととしております。上記の取締役の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は、8名（うち社外取締役2名）です。また、非金銭報酬の定めに係る取締役（社外取締役は付与対象外）の員数は、6名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年9月27日開催の第39期定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。上記の監査役の報酬限度額の定めに係る監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
6. 上記の非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役は付与対象外）6名に対する当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額です。
7. 取締役会は代表取締役古屋堯民に各取締役（無報酬である社外取締役2名を除く。）の基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の確定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当社取締役の報酬に関する内規に従い、委任内容を適切に行使するものとしています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 中野千広

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

TANAKAホールディングス株式会社の取締役専務執行役員経営管理システム本部本部長であります。当社はTANAKAホールディングス株式会社の100%出資子会社である田中貴金属工業株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、イリジウム等原材料及び製品の仕入、販売等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
開催された取締役会17回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

(2) 取締役 リチャード・スチュワート

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

Chief Operating Officer, Sibanye-Stillwaterであります。当社は同社の関連会社であるウェスタンプラチナム社から原材料を仕入れております。

② 当事業年度における主な活動及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
開催された取締役会17回のうち13回出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

(3) 監査役 福嶋弘榮

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性及び正当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会は開催された13回のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(4) 監査役 山中康雄

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会17回のうち16回出席し、必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性及び正当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会は開催された13回のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

当社は各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 29百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円

(1)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(2)監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決定に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制及び方針を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. その他の当社並びにその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役または使用人に子会社取締役・当社の常勤監査役に子会社監査役をそれぞれ兼務させることにより、子会社の業務執行に対して適切な管理を行う。

当社内部監査室による内部監査を当社グループ全体を対象とし横断的に適用することで、当社グループ全体の適切な業務執行状況を評価する。

子会社には、事業規模に相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じ改善を求めるものとする。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除する。その整備状況として、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底する。また、平素より関係行政機関などから情報収集に努め、事案の発生時にはすみやかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人に対する指揮命令は監査役に帰属し、当該使用人が必要な調査や情報収集に協力する体制を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

10. 監査役へ報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

役職員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行のための費用または債務の処理に関する方針に関する事項

取締役は監査役の職務執行について生ずる費用を法令に従って前払いまたは償還する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間において随時意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われるために、社外取締役が前述のとおり出席しました。

2. リスク管理体制

内部統制基本方針に基づき、内部監査室が内部監査計画書を作成し、当社グループを対象に内部監査を実施いたしました。

3. コンプライアンス体制

当社グループの従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っています。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。

4. 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	4,264	支払手形及び買掛金	6,075
受取手形及び売掛金	5,477	リース債務	26
商品及び製品	1,753	未払法人税等	3,850
仕掛	3,643	短期借入金	5,700
原材料及び貯蔵品	24,237	1年内返済予定の長期借入金	2,184
未収消費税等	2,559	未償還引当金	1,823
その他	118	賞与引当金	369
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	116
流動資産合計	42,054	設備関係未払金	76
固 定 資 産		その他の	225
(有形固定資産)		流動負債合計	20,447
建物及び構築物	7,673	固 定 負 債	
減価償却累計額	△4,145	長期借入金	5,518
建物及び構築物(純額)	3,528	リース債務	63
機械装置及び運搬具	9,270	退職給付に係る負債	731
減価償却累計額	△4,103	資産除去債務	26
機械装置及び運搬具(純額)	5,166	長期未払金	401
土地	1,727	その他の	4
リース資産	355	固定負債合計	6,745
減価償却累計額	△265	負債合計	27,192
リース資産(純額)	90	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,471	株 主 資 本	
その他	356	資本金	5,445
減価償却累計額	△279	資本剰余金	7,030
その他(純額)	77	利益剰余金	17,172
有形固定資産合計	12,062	自己株式	△1,412
(無形固定資産)		株主資本合計	28,236
ソフトウェア仮勘定	148	その他の包括利益累計額	
その他	66	その他有価証券評価差額金	3
無形固定資産合計	215	為替換算調整勘定	△1
(投資その他の資産)		退職給付に係る調整累計額	△11
投資有価証券	20	その他の包括利益累計額合計	△9
繰延税金資産	1,167	新 株 予 約 権	92
その他	171	非支配株主持分	179
貸倒引当金	△1	純 資 産 合 計	28,497
投資その他の資産合計	1,357	負債純資産合計	55,690
固定資産合計	13,635		
資 産 合 計	55,690		

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		33,840
売 上 原 価		20,152
売 上 総 利 益		13,688
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,236
営 業 利 益		10,452
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	150	
受 取 家 賃	15	
そ の 他	9	175
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
そ の 他	14	69
経 常 利 益		10,557
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8	8
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,548
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,162	
法 人 税 等 調 整 額	△481	3,680
当 期 純 利 益		6,868
非支配株主に帰属する当期純損失		20
親会社株主に帰属する当期純利益		6,889

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	3,682	買掛金	6,036
受取手形	163	短期借入金	5,700
売掛金	5,350	1年内返済予定の長期借入金	2,184
商品及び製品	1,751	リース債	26
仕掛品	3,643	未払金	1,839
材料及び貯蔵品	24,237	未払法人税等	3,840
前払費用	98	賞与引当金	360
未収消費税等	2,540	役員賞与引当金	116
その他の流動資産合計	11	設備関係未払金	76
	41,480	前受の流動負債合計	114
固 定 資 産		固 定 負 債	
(有形固定資産)		長期借入金	5,518
建物	3,305	リース債	63
構築物	179	長期未払金	401
機械及び装置	5,084	退職給付引当金	714
車両運搬具	1	資産除去債	26
工具、器具及び備品	75	その他の固定負債合計	4
土地	1,727		6,728
リース資産	90	負債合計	27,129
建設仮勘定	1,471		
有形固定資産合計	11,935	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)		株 主 資 本	
ソフトウェア仮勘定	148	資本金	5,445
特許	1	資本剰余金	
ソフトウェア	39	本準備金	5,414
電話加入権	2	その他の資本剰余金	1,616
施設用権	12	資本剰余金合計	7,030
商標権	0	利益剰余金	
無形固定資産合計	205	利益準備金	9
(投資その他の資産)		その他利益剰余金	
投資有価証券	20	別途積立金	80
関係会社株式	359	繰越利益剰余金	16,884
保険積立金	60	利益剰余金合計	16,973
長期前払費用	0	自己株式	△1,412
繰延税金資産	1,159	株主資本合計	28,037
繰倒引当金	43	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
投資その他の資産合計	△1	その他有価証券評価差額金	3
	1,641	評価・換算差額等合計	3
固 定 資 産 合 計	13,782	新 株 予 約 権	92
資 産 合 計	55,262	純 資 産 合 計	28,132
		負債純資産合計	55,262

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		33,648
売上原価		19,951
売上総利益		13,697
販売費及び一般管理費		3,256
営業利益		10,440
営業外収益		
受取利息	0	
デリバティブ評価益	0	
受取配当金	105	
受取家賃	15	
為替差益	155	
その他	22	299
営業外費用		
支払利息	54	
その他	14	69
経常利益		10,670
特別損失		
投資有価証券評価損	8	8
税引前当期純利益		10,661
法人税、住民税及び事業税	4,144	
法人税等調整額	△478	3,666
当期純利益		6,995

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社フルヤ金属

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本浩巳 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フルヤ金属の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルヤ金属及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社フルヤ金属

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本浩巳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠田友彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルヤ金属の2020年7月1日から2021年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月6日

株式会社フルヤ金属 監査役会

常勤監査役 島 崎 一 夫 ⑩

社外監査役 福 嶋 弘 榮 ⑩

社外監査役 山 中 康 雄 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社株式1株につき金150円（普通配当120円・創業70周年記念配当30円）
なお、この場合の配当総額は1,045,122,900円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設等、所要の変更を行うものです。

また、機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第47条（期末配当金）および第48条（中間配当金）を削除し現行定款第49条（期末配当金等の除斥期間）の一部変更を行うものです。

さらに、迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするため、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、変更案第26条（業務執行の決定の取締役への委任）を新設し、現行定款第8章（執行役員）を削除するものです。

(2) 上記の各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条 (発行可能株式総数) (条文省略)	第2章 株式 第5条 (発行可能株式総数) (現行どおり)
<u>第6条 (自己株式の取得)</u> <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第7条（単元株式数） （条文省略）	第6条（単元株式数） （現行どおり）
第8条（単元未満株主の権利制限） （条文省略）	第7条（単元未満株主の権利制限） （現行どおり）
第9条（株主名簿管理人） （条文省略）	第8条（株主名簿管理人） （現行どおり）
第10条（株式取扱規程） （条文省略）	第9条（株式取扱規程） （現行どおり）
第11条（基準日） （条文省略）	第10条（基準日） （現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条（招集） （条文省略）	第11条（招集） （現行どおり）
第13条（招集権者および議長） （条文省略）	第12条（招集権者および議長） （現行どおり）
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供） （条文省略）	第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供） （現行どおり）
第15条（議決権の代理行使） （条文省略）	第14条（議決権の代理行使） （現行どおり）
第16条（決議の方法） （条文省略）	第15条（決議の方法） （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（議事録） （条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役会の設置） （条文省略）</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略）</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第16条（議事録） （現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（取締役会の設置） （現行どおり）</p> <p>第18条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、<u>当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（取締役会の決議の方法） （条文省略）</p> <p>第26条（取締役の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>第28条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条（取締役の責任免除） （条文省略）</p>	<p>第24条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（業務執行の決定の取締役への委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>第28条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第30条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 第31条（監査役および監査役会の設置） 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p><u>第32条（監査役の員数）</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>第33条（監査役の選任）</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第34条（監査役の任期）</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第35条（常勤監査役）</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第36条（監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第5章 監査等委員会 第31条（監査等委員会の設置） 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p>第32条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条（<u>監査役会の決議の方法</u>） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第38条（<u>監査役会の議事録</u>） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第39条（<u>監査役会規程</u>） <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第40条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第41条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第33条（<u>監査等委員会の決議の方法</u>） <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第34条（<u>監査等委員会の議事録</u>） <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第35条（<u>監査等委員会規程</u>） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人 第42条（会計監査人の設置） （条文省略）</p> <p>第43条（会計監査人の選任） （条文省略）</p> <p>第44条（会計監査人の任期） （条文省略）</p> <p>第45条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第46条（事業年度） （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第6章 会計監査人 第36条（会計監査人の設置） （現行どおり）</p> <p>第37条（会計監査人の選任） （現行どおり）</p> <p>第38条（会計監査人の任期） （現行どおり）</p> <p>第39条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第40条（事業年度） （現行どおり）</p> <p>第41条（<u>剰余金の配当等</u>） <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> <u>2. 当社は、毎年12月31日または6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第47条（期末配当金）</u> <u>当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第48条（中間配当金）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第49条（期末配当金等の除斥期間）</u> <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p><u>第42条（配当金の除斥期間）</u> <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u></p>
<p>第8章 執行役員 <u>第50条（執行役員および定員）</u> <u>当社は、取締役会の決議により5名以内の執行役員を置くことができる。</u> <u>2. 執行役員に関しては、取締役会規程において定める。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>

現 行 定 款		変 更 案	
附 則 (新設)		附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)	
		1. <u>当社は、第53期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	
		2. <u>第53期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u>	
制定日	昭和43年8月22日	制定日	昭和43年8月22日
施行日	昭和43年8月22日	施行日	昭和43年8月22日
改定日	昭和62年8月27日	改定日	昭和62年8月27日
	平成12年6月9日		平成12年6月9日
	平成12年12月15日		平成12年12月15日
	平成13年5月25日		平成13年5月25日
	平成13年9月25日		平成13年9月25日
	平成14年7月1日		平成14年7月1日
	平成14年9月26日		平成14年9月26日
	平成15年9月26日		平成15年9月26日
	平成18年2月17日		平成18年2月17日
	平成18年9月29日		平成18年9月29日
	平成19年5月1日		平成19年5月1日
	平成20年9月24日		平成20年9月24日
	平成21年9月28日		平成21年9月28日
	平成22年4月1日		平成22年4月1日
	平成27年9月28日		平成27年9月28日
			<u>2021年9月28日</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	ふるやたかひと 古屋堯民 (1943年8月23日生)	1972年3月 当社入社 1976年3月 営業部長就任 1987年8月 代表取締役社長就任（現任）	798,532株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>古屋堯民氏は、長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに現在に至るまで強力なリーダーシップと決断力により、当社を発展させてまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上実現のために、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	まることもひろ 丸子智弘 (1966年3月26日生)	1991年4月 当社入社 2005年7月 研究開発部長就任 2007年10月 執行役員製造部長兼研究開発部長就任 2009年9月 取締役つくば工場長兼工場管理部長兼品質保証部長就任 2020年7月 取締役つくば工場長兼つくば管理部長兼つくば製造部長兼素材・薄膜研究開発部長就任 2021年7月 取締役製造・研究開発本部長兼つくば工場長兼先進熱管理機器製造部長兼システム管理室長就任（現任）	12,400株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>丸子智弘氏は、当社の研究開発や工場運営に携わり、製品の研究開発・製造・工場運営等豊富な経験と見識を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	<small>さかき だ ひろ ゆき</small> 榊田裕之 (1957年4月24日生)	2009年12月 当社入社 2011年7月 経理部長就任 2013年10月 執行役員経理部長就任 2015年9月 取締役経理部長就任 2021年4月 取締役経理部長兼システム管理室長就任 2021年7月 取締役管理本部長兼財務部長就任(現任)	2,400株
	〈取締役候補者とした理由〉 榊田裕之氏は、2011年7月から当社経理部長を務め、経理財務に関し豊富な経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	<small>くわ ばら ひで き</small> 桑原秀樹 (1961年8月29日生)	2013年7月 当社入社 2013年9月 営業本部第二営業部営業担当部長就任 2014年9月 執行役員製品営業部長就任 2017年9月 取締役営業部長就任 2019年10月 取締役営業部長兼化成品・回収本部ケミカル事業推進部長就任 2020年5月 株式会社Furuya Eco-Front Technology 代表取締役就任(現任) 2021年7月 取締役貴金属・資源再生本部長兼貴金属部長兼資源再生部長就任(現任)	3,600株
	〈取締役候補者とした理由〉 桑原秀樹氏は、2013年9月から当社営業部長を務め、営業の豊富な経験に加え貴金属業界に関する深い知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
5	なかむらたくや 中村拓哉 (1976年7月29日生) (新任)	2001年2月 当社入社 2013年10月 米国フルヤメタル 出向 President and CEO就任 (現任) 2019年10月 執行役員営業本部欧米・東南アジアビ ジネスユニット部長就任 2021年7月 執行役員グローバルセールス本部長兼 海外営業部長就任 (現任)	1,600株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 中村拓哉氏は、2013年10月より当社子会社の米国フルヤメタルの社長を務め、営業及び経営に関する知見を有することから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	なかのちひろ 中野千広 (1958年7月24日生)	2006年7月 田中貴金属工業株式会社財務・経理部 部長就任 2012年6月 TANAKAホールディングス株式会社 取締役事業戦略本部副本部長就任 2015年4月 同社取締役常務執行役員管理本部本部長 就任 2016年9月 Metalor Technologies International SA取締役就任 (現任) 2018年3月 喜星金属株式会社 (現LT Metal Co., Ltd) 理事就任 (現任) 9月 当社取締役就任 (現任) 2020年4月 TANAKAホールディングス株式会社取 締役専務執行役員就任 (現任) 同社経営管理システム本部本部長就任 (現任)	一株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉 中野千広氏は、TANAKAホールディングス株式会社取締役専務執行役員経営管理システム本部本部長であり、当社の経営事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
7	リチャード・スチュワート (1975年11月1日生)	2014年5月 Sibanye Gold Limited入社 2015年5月 同社 Executive Vice President: Business Development就任 2019年9月 当社取締役就任(現任) 2020年12月 Sibanye-Stillwater Chief Operating Officer就任(現任)	一株
〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉 リチャード・スチュワート氏は、Sibanye-Stillwater Chief Operating Officerとして国際的なビジネス活動についての知識・経験・ネットワークを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 中野千広氏およびリチャード・スチュワート氏は社外取締役候補者であります。
2. 中野千広氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
3. リチャード・スチュワート氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、中野千広氏およびリチャード・スチュワート氏との間で、当社定款に基づき、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	島崎一夫 (1955年8月29日生)	1980年8月 当社入社 2002年7月 つくば工場長兼業務管理室長就任 2003年10月 執行役員つくば工場長兼業務管理室長就任 2007年9月 取締役就任 2010年4月 取締役内部監査室長兼業務管理部長就任 2017年9月 当社常勤監査役就任(現任)	2,000株
	<p>〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 島崎一夫氏は、当社取締役やつくば工場長など長年にわたり要職を歴任し、事業及び経営に関する豊富な経験と見識を有することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	福嶋弘榮 (1947年9月18日生)	1977年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2005年9月 当社監査役就任(現任) 2020年4月 学校法人聖マリアンナ医科大学監事就任(現任)	1,300株
	<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉 福嶋弘榮氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	まつばやし けいこ 松林 恵子 (1958年11月26日生) (新任)	1983年7月 国税不服審判所審判部大蔵事務官就任 2016年7月 本郷税務署長就任 2018年7月 緑税務署長就任 2019年8月 松林恵子税理士事務所開設 2020年6月 三井住建道路株式会社監査役就任(現任)	一株
<p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>松林恵子氏は、本郷税務署長等を歴任され、現在は税理士として活動され企業税務や企業財務に精通されており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、当社の財務や税務につき監督していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 福嶋弘榮、松林恵子の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、福嶋弘榮氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。福嶋弘榮氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、松林恵子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 福嶋弘榮氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって16年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 松林恵子氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、島崎一夫氏、福嶋弘榮氏との間で、当社定款に基づき、金3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、松林恵子氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、金3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年9月26日開催の第51期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、当社の業績、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるものであり、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2019年9月26日開催の第51期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）として取締役の報酬等の額（年額3億円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の枠内で30,000株を上限とすることにつき承認を頂き今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

そのため、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において付議しております取締役の報酬等の額（年額4億円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の枠内で30,000株を上限とし、当社の社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てる報酬制度につき、改めてご承認をお願いするものです。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

また、当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告に記載のとおりです。

本議案は、経済情勢、当社の規模、当社の業績、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で対象取締役へ譲渡制限付株式の付与を決定するものであります。これは、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるものであり、本議案は相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）で対象取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の内容は下記のとおりです。

記

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の30,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により、対象取締役が本譲渡制限期間満了前に当社取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以上

